

戸籍事務の取扱方に関する件(昭和二三年六月九日民事甲第一六六三号民事局長回答)

戸籍事務の取扱方に関する件

一、戸主甲には、妻乙と弟丙がある。戸主甲は家督相続人を指定せず昭和十八年に死亡した。その後家督相続人の選定なく今日に至った。妻乙は昭和二十年に死亡し、乙には実家に弟丁があるだけである。此の場合の相続に関して、左記二説がある。いずれを可とするか。

甲説

新民法附則第二十五条第二項により、甲死亡の時に遡って、新法が通用されるから甲の相続人は乙及び丙である。

乙の死亡については、同条第一項により旧法を通用し、遺産相続が開始するが、相続人がないので相続人の(日へんに廣)欠となる。

乙説

新民法附則第二十五条第二項により、甲死亡の時に遡って、新法が通用されるが、新法施行前既に死亡しておる者には適用されないと解するを相当とするから、乙には相続権なく、甲の相続人は丙のみである。

二、略

回答

照会の件は、左の通り思考する。

第一、甲説を相当とする。

第二、略

---